要綱基本方針に追加を希望する取組について(回答入り)

- 1 資源向上支払交付金(共同活動) 1 施設の軽微な補修 (実践活動) 農用地 ②施設 鳥獣害防護柵の補修・設置

市町村名	希望等の内容	1100大家の司不少担体	H29からの扱い			
			H28までの可否状況等	可否	内容	補足事項
A町	シカ等の農用地への侵入による農業被害防止のため、爆音器及び発光器等忌避装置を設置すること。		従前から鳥獣害防護柵の補修・設置を 補完する活動として認められている。	0	・防護柵が設置されていない区域であって も、忌避装置の設置を可能とする。	・要綱基本方針への追加等は行わない。
B町	鳥獣被害防止のため、鳥獣害防護柵が 設置されていない区域でも罠や銃器に よる有害鳥獣の駆除・捕獲を行うこ と。		鳥獣害防護柵の補修・設置を補完する 活動として、設置箇所に限定した取組 であった。	0	・防護柵が設置されていない区域であっても、捕獲等の活動を可能とする。	・鳥獣害防護柵等が設置されていない区域 においても市町村の区域の一部に柵等が 設置されている場合は、柵の効果を補完 する観点から、捕獲等の活動(捕獲・見回 り・忌避装置設置)を行うことを可能とす る。
C町	特定鳥獣害(羆、鹿など)から作付農作物を守るとともに、共同活動時の安全確保(羆襲来)のための見回り活動をハンターに委託すること。		特定鳥獣(エゾシカ)の目撃情報の収集活動は可能だったが、ヒグマを対象とはしていなかった。	0	・目撃情報の収集活動は、エゾシカのほか ヒグマ等の被害を回避するために活動組 織区域内(一部周辺を含む)におけるハン ターによる見回り活動を含むものとする。	・地域活動指針における「特定鳥獣(エゾシカ)の食害等」の"等"については、市町村が認定する有害鳥獣(ヒグマ・カラス等)を含むものとする。
D町	キツネとカラスによる家畜被害が頻発しているため、害獣の捕獲活動を行うこと。(キツネ:出産時に子牛の鼻口を食べる、カラス:牛の乳房血管を破る)		鳥獣害防護柵の効果を補完する取組として、エゾ鹿等の駆除が行なえるものであり、キツネとカラスの捕獲は対象としていなかった。	0	・ 市町村が有害鳥獣に認定している場合に 限り、キツネ・カラスの捕獲等の活動を可 能とする。	
補足			ない活動組織において、新たに当該施設を 捕獲を行う活動組織は、当該活動を「多面の	,,,,,,	」 ことができる。 増進を図る活動」の"農地回りの共同活動の強	化"に位置付けることができる。

2 農地維持支払交付金

1 地域資源の基礎的な保全活動(実践活動) 農用地

④異常気象時の対応

市町村名	希望等の内容	H28までの可否状況等	H29からの扱い			
111111111111111111111111111111111111111	布室寺の四台	日20ましの刊台仏仏寺	可否	内容	補足事項	
臣町	大雨等による農用地の冠水被害防止のため、農用地に隣接する新たな水路の設置すること。			・過去に起きた異常気象時に、沢及び河川 等から降雨水及び土砂等が流入した農用 地周辺に承水路等を新設し、降雨水や土 砂等の流入を未然に防止する活動を可能 とする。	・異常気象に未然に対応するため、水路へ 設置する過搬型の排水ポンプの準備等が 認められている。	
F町	融雪時ではなく、大雨及び洪水時の応 急的な湧水処理すること(畑の中を掘 削して排水処理をする)。			・異常気象時に農用地で部分的な湧水(地下水の噴出等)が生じた場合、当該湧水の排水を目的に一時的に農用地を開削(埋め戻し含む)する等の活動を可能とする。 なお、異常気象を起因とした農用地の流亡等に伴う土砂の搬入(客土)はできないことに留意のこと。		
補足	・E町の取り組みを行う活動組織は、当該活動を「多面的機能の増進を図る活動」の"防災・減災力の強化"に位置付けることができる。 注:F町の取り組みは、「多面的機能の増進を図る活動」には位置付かないので留意のこと。					

3 資源向上支払交付金(共同活動)

1 施設の軽微な補修 (実践活動) 農道 ①農道 破損施設の補修

市町村名	希望等の内容	H28までの可否状況等	H29からの扱い			
111111111111111111111111111111111111111		日28までの刊音仏佐寺		内容	補足事項	
	農業機械大型化により、農用地へ侵入 路である取付道路が狭く、迂回等によ り農作業に支障となることから、取付 道路の拡幅及び拡幅に伴う横断管を設 置すること。	 ▼ 取付道路は、道路設計指針に基づき幅 員等が決定しているものであり、大型化に起因するものでない。 ○ 一方、拡幅が必要と判断されているものない。 ○ 一方、拡幅が必要と判断されているものでは、少なからずとのでは、少なからずとの損傷等があると思われる。の初場に関係の場合では、場合では、場合では、場合では、場合では、場合では、場合では、場合では、		・左記「H28までの可否状況等」に記載のと おり。		

市町村名	希望等の内容	H28までの可否状況等	取組の 可否	H29からの扱い	補足事項
H町	農用地排水対策として、暗渠排水管の 新設や追加及び経年劣化等により機能 低下している暗渠排水の排水管・透水 材の修理・補修を実施し機能を回復す ること。	多面的機能支払における活動は、農地・農業用施設における日常の維持管理を目的としたものであり、営農条件の改善を目的とした取り組みは想定されていない。農地耕作条件改善事業等の他の補助事業を活用して対応願いたい。	×		

市町村名	希望等の内容	H 2 8 までの可否状況等	取組の 可否	H29からの扱い	補足事項
I IIT	災害時避難施設に指定されている公民 館周辺の除排雪。	・ 既に農林水産省と協議を行なっており、現時点で本交付金の取組とすることはできないと回答を得ていることから不可能。			

市町村名	希望等の内容	H28までの可否状況等	取組の 可否	H29からの扱い	補足事項
J #J	リールマシンの補修。	農業農村整備事業での更新が可能であることから、本交付金による活動の対象とすることはできない。			